

# 地域再生計画

## 1 地域再生計画の申請主体の名称

大阪府、高槻市

## 2 地域再生計画の名称

大阪元気コミュニティ創造サポート計画

## 3 地域再生の取組を進めようとする期間

平成16年度～平成20年度

## 4 地域再生計画の意義及び目標

大阪の地域社会には、古くから公民の協働により成り立ってきたという歴史がある。例えば、古くは、浪速の八百八橋のほとんどが町民自前の「町橋」であったことに加え、近年においても、昭和初期の大阪城復興は市民からの寄付金のみで賄われたことなど、社会基盤整備においては民の力の負うところが大きかった。また、地域住民の生活を守る要である民生委員・児童委員制度も、大正7（1918）年に「方面委員制度」という公民の協働による制度として大阪で生まれたものであり、さらに、大阪府の拠出金と府民の寄附金による「福祉基金」も全国に先駆け創設されたものである。また、大阪の地域社会では、住民やボランティア・NPOなどの取り組みを中心に、互いに助け合い、支え合う活動が活発に展開されてきており、最近では、数多くのコミュニティ・ビジネスなど、新たな民の力が生まれてきている。このように、大阪には、公民の協働により成り立ってきた地域社会の歴史がある。

一方で、高度経済成長期に多くの人口が流入した大阪では、急速な都市化の進展に伴い、地域コミュニティの弱体化が生じた。このことは、長引く景気低迷や少子高齢化の影響と併せ、様々な地域課題を生み出す要因となっている。例えば、ひとり暮らしの高齢者やひとり親家庭といった世帯の増加、野宿生活を余儀なくされている人の増加、若者による軽犯罪、DV被害に苦しむ女性や家族から虐待を受けている子どもの増加などである。【別紙参照】

こうした課題を解決し、大阪の地域力を高めていくためには、これまでのように、地域課題の解決に行政が中心となって対応するのではなく、公民の協働で地域社会を支えてきた大阪の強みを活かし、地域の一人ひとりが課題に向き合い、それぞれが顔の見える関係の中で、主体的に行動を起こすことによって、地域のつながりを再構築し、生きがいや雇用の創出にもつながるコミュニティ活動を支援することにより、多様なサービス主体が創意と工夫を凝らしてきめ細かく対応できるようにする「住民主導の地域再生」を進めていくことが不可欠である。

地域の住民が主体となったコミュニティ活動を、地域の身近な自治体や企業などがサポートし、「好循環（win-win の関係）が生み出される地域」を大阪府内のすみずみに行き渡らせることにより、一人ひとりが安全に安心して暮らすことができ、元気であふれる大阪の再生を推進していく。

そのため、次の体系に沿って施策を推進する。

コミュニティ活動のプレイヤー（担い手・支え手）の確保

コミュニティ活動の担い手や技術面、資金面など様々な面からの支え手の確保、育成を進める。

コミュニティ活動を支える拠点づくり

公民館、集会所、学校、商店街など、地域の公共的空間について、コミュニティ活動の支援拠点等として有効活用を進め、地域の再活性化を図る。

有効活用を図る地域の公共的空間については、確保できた箇所から逐次、本計画に位置づけていき、拠点の拡大を図っていく。

これにより、平成20年度に概ね府内市町村に1拠点は設置されるよう促進する。

コミュニティ活動の領域の拡大

活動領域の拡大を図り、様々なニーズに対応する「厚み」のあるサービスの創出につなげる。

## 5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

### （1）コミュニティ活動の担い手の創出

1万9千人（平成16年） 2万6千人（平成20年）

NPOなど様々なコミュニティ活動のスタッフは、現時点で約1万9千人と推定される。今後、コミュニティ活動に対するきめ細かなサポートを進めていくことで、計画期間の5年間で、新たに約7千人のコミュニティ活動で活躍する人々の創出を図ることが可能となる。（経済産業省「産業構造審議会NPO部会中間とりまとめ『新しい公益』の実現に向けて」をもとに算出）

### （2）コミュニティ活動の経済規模の拡大

892.9億円（平成16年） 1237.4億円（平成20年）

NPOなどによるコミュニティ活動の経済規模は、需要の拡大や活動サービス向上が図られることにより、計画期間の5年間で、約344.5億円の拡大が図られる。（経済産業省「産業構造審議会NPO部会中間とりまとめ『新しい公益』の実現に向けて」をもとに算出）

### (3) 地域に根ざした「厚みのある」活動の展開

見えにくい地域の課題を掘り起こし、それをニーズとして捉え、その解決手法をサービスとして展開していくといった、住民主導のコミュニティ活動を広めるとともに、コミュニティバスの運行を支援するなど、コミュニティ活動の領域の拡大を進めることによって、地域に根ざした利用者本位の「厚み」のある活動の展開が図られることにより、安心・安全の地域社会づくりを推進する。

#### 【大阪で展開される「厚み」のある活動の展開の具体例】

##### オラシオン～「地域の健康づくり拠点、健康レストラン味菜（あじさい）」

アルコール依存症や糖尿病等の慢性疾患を持ち、食事に特別な配慮のいる人や一人暮らしの人が、夕飯時に栄養バランスの取れる食事を提供するレストランを営業する。医療機関で生活相談をしていたスタッフや栄養士らが中心となり、安心して食事を取れる場所を提供。障害者の就労促進のための職業訓練事業所として積極的な受け入れをする。

##### ビッグイシュー日本～「本場英国の「ビッグイシュー」の日本版」

ホームレスの人の仕事を提供する事業として、雑誌『ビッグイシュー日本版』を制作し、ホームレスの人が雑誌の販売者となって街頭販売し、売り上げの55%を彼らの収入とする。創刊から3号は約月1回、4号から月2回5万部、販売者として約130人が従事。月400部売ると、一ヶ月の簡易宿泊代を賄え、ホームレスの人の自立への第一歩となる。平成15年9月創刊。

##### 豊中インキュベーションセンターMOMO

駅前に再開発ビルへの公民館・図書館の移転に伴う旧公民館施設を、民間の中間支援組織と市の協働で、介護や教育、安全な食など地域に根ざしたコミュニティ・ビジネスのインキュベート施設として再生。起業に必要なノウハウの提供、事業相談、チャレンジショップやマーケットづくりの支援、メンター制度の確立、パソコン指導、商品開発さらには人材紹介を含めたサポート拠点となっている。

##### 八尾市自治振興委員会「一戸一灯運動」

住民が力をあわせて明るいまちをつくり、夜間の街頭犯罪をなくすため、八尾市住民で組織する同委員会（加入世帯数約9万3千世帯、市内全世帯の85%）では、各家庭の門灯や玄関灯を朝まで点灯する「一戸一灯運動」を市内全域で進めている。

八尾市内での街頭犯罪発生件数は、実施前年に比べ、764件（約14%）減少している。

### (4) サステイナブル・コミュニティ（課題解決を自ら行うコミュニティ）の創出

住民主導のコミュニティ活動に対する支援を通じて、民の「行動する力」と「支援する力」を引き出すことにより、次のような、課題解決サイクルに立脚したサス

ティナブル・コミュニティの創出を図ることができる。

社会の目や手の行き届きにくい地域課題の解決手法を地域住民等が掘り起こし  
地域住民等が主体となったコミュニティ活動を継続的に展開できるよう、地域  
の行政や企業等がそれぞれの資源を持ち寄り、側面支援  
コミュニティ活動によって、地域課題という「弱み」が、課題に対応するための  
「厚み」のあるサービスという「強み」に転換

#### (5)「地域発、大阪の元気」(新しいコミュニティのあり方)を全国に発信

「強み」を持った地域を一つひとつ積み上げていくことにより、「地域発、大阪の  
元気」を創出し、新しいコミュニティのあり方を全国に発信できる。

### 6 講じようとする支援措置の番号及び名称

#### コミュニティ活動のプレイヤー(担い手・支え手)の確保

番号	事項名
204004	コミュニティ・サービス事業の活性化支援
10301	地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携
204003	コミュニティ・ファンドの形成支援

#### コミュニティ活動を支える拠点づくり

番号	事項名
10801	補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

#### コミュニティ活動の領域の拡大

番号	事項名
212018	コミュニティバス、乗合タクシーの許可に関する基準の弾力化等

### 7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

#### 1. コミュニティ活動のプレイヤー(担い手・支え手)の確保

##### 社会起業家育成支援プロジェクト

地域住民主導の地域福祉活動を育成支援するために、不可欠な 技術的支援(コンサルテーション)、サポート人材づくり、ネットワークづくり、多様な資金供給源づくりといった要素について、そのあり方を検証するため、平成15年度から2年間のモデル事業を実施。モデル事業の担い手となる中間支援組織の選定については、提案公募を行い、「(特活)寝屋川あいの会」を選定。

### 先導的C B（コミュニティ・ビジネス）創出支援事業

広く府民からプランを募集し、先導役となるユニークなC Bを実施するグループ（20件）の事業化を支援。（事業化奨励金100万円、雇用奨励金20万円、運営サポートなど）

### C B創出環境整備事業

C Bの成長段階(事業ステージ)に応じた総合的な支援体制として、人材育成(起業家セミナー等)、情報提供(H P開設・機関紙発行等)、経営相談(専門家アドバイス等)を行う「C B創出支援プロジェクト」を推進。

### C B創出支援資金貸付事業

近畿労働金庫と連携し創設したスタートアップ期のN P O法人向け融資制度(金利1.95%、限度額400万円、融資目標額8,000万円)により資金面から支援。

## 2. コミュニティ活動を支える拠点づくり

### 地域活動拠点マッチング・サポート事業

N P O法人と協働して、遊休の公有財産、商店街の空き店舗、住宅地の空き家などと、地域福祉活動を行うN P O等とのマッチングを行う。

## 3. コミュニティ活動の領域の拡大

### モデル提案型C B創出支援事業

府民のアイデアと意欲を結集するため、府が期待するビジネスモデルをいくつか提案し、モデル毎にプランを募集(「この指とまれ方式」)。同事業を実施するグループ(30件)の事業化を支援。(事業化奨励金100万円、雇用奨励金20万円、運営サポートなど)

平成16年度は、以下の6つのビジネスモデルを提案するもの。

1. 多言語による生活サポート事業
2. 大阪・まちの賑わいづくり事業
3. 地域通貨で行う地域・人のつながりづくり事業
4. 障害者と共に行うC B事業
5. 都市と里山との交流事業
6. 学校と地域の連携による「まなび」支援事業

### 大阪・まちの賑わいづくり事業

府民の自由な発想でまち・コミュニティに働きかけ、文化の力でまちの活性化を図ろうとする様々な取り組みに対して、個別事業に対するサポートを行うほか、まちづくりの仲間同士の情報・人材などを結び付けることによって、大阪の活性化をめざすムーブメントを大阪府域全体へ拡大する。

平成16年度は、以下の事業を行う。

1. 大阪・まちづくりフォーラム
2. 大阪・まちの賑わいづくり事業コンペ

#### 府内市町村との協働体制

府内市町村においても、自主的な取組みが促進されるよう、連絡会議を設置するなど、積極的な働きかけやサポートを行う。

#### 【大阪府の関連・支援施策】 平成16年度予定

##### 1. 安全なまちづくり

交番相談員の増員

ひったくり等街頭犯罪対策の充実・強化

大阪府安全なまちづくり条例の啓発活動

歩道の照度を高める道路照明灯の更新175本等

##### 2. 産業再生・雇用促進

中小企業支援

雇用創出、就労支援

##### 8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

なし

## 別紙

### 1. 支援措置の番号及び名称

10301

地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携

### 2. 当該支援措置を受けようとする者

大阪府

大阪府内の市町村でコミュニティ活動を対象とした投資家教育を行う者（寝屋川市）

大阪府内でコミュニティ活動を側面的に支援する中間支援組織（（特活）寝屋川あいの会）

### 3. 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

#### （1）取組の趣旨

コミュニティ活動を資金面から支える人々の確保を図る。具体的には、現在、大阪府がNPO等との協働プロジェクトとして進めているコミュニティ活動のサポート事業を通じて得られた具体的な成功事例をもとに、コミュニティ活動を寄付や投融資といった側面から支援するモデルづくりを進め、地域資本市場を育成する。このモデルのプレイヤー（寄付者、出資者）を確保するため、府域・市域レベルでの「コミュニティ活動見本市（仮称）」を展開することにより、社会的責任投資を通じて地域住民等の投資に関する知識の普及を促進し、寄付・投資の実践促進やプレイヤーの拡大を図るとともに、府民の寄付・投資意欲の活性化を図る。

#### （2）取組の具体的内容（案）

平成16年度は、大阪府における試行的な取組の一環として、コミュニティ活動や社会的責任投資について地域住民の関心を喚起するために、「コミュニティ活動見本市（仮称）」を実施する。

対象者 コミュニティ活動について関心・興味のある地域住民等  
市町村のコミュニティ活動担当者 など

実施時期 平成16年12月、平成17年2月の2回（予定）

実施場所 大阪NPOプラザ、寝屋川市民活動センター（予定）

内容 講義：みんなで支えるコミュニティ活動と社会的責任投資  
寄付・投資活動、社会的責任投資についての講義  
コミュニティ活動の事例紹介  
ワークショップ  
オークション形式による寄付・投資の疑似体験など

平成17年度以降、大阪府として、試行的な取組の成果を踏まえて、府内市町村や中間支援組織にも社会的責任投資を通じた投資に関する知識の普及の取組を広げていく。

## 平成16年度「コミュニティ活動見本市（仮称）」事業企画書（素案）

### 1 趣旨

コミュニティ活動を振興するためには、地域において資金面から支える人々の確保を図ることが重要である。しかし、わが国では市民の投資活動は欧米ほど盛んではなく、また「社会的責任投資」の概念も市民や地域の金融機関等に広く浸透していない。

そこで、現在、大阪府がNPO等との協働プロジェクトとして進めているコミュニティ活動のサポート事業を通じて得られた具体的な成功事例をもとに、コミュニティ活動を寄付や投融資といった側面から支援するモデルづくりを進め、地域資本市場を育成する。このモデルのプレイヤー（寄付者、出資者）を確保するため、府域・市域レベルでの「コミュニティ活動見本市（仮称）」を展開することにより、社会的責任投資を通じて地域住民の投資に関する知識の普及を促進し、寄付・投資の実践促進やプレイヤーの拡大を図るとともに、府民の寄付・投資意欲の活性化を図る。

### 2 実施時期

平成16年12月、平成17年2月の2回（予定）

### 3 実施場所

大阪NPOプラザ、寝屋川市市民活動センター（予定）

### 4 対象者

コミュニティ活動について関心・興味のある地域住民（投資等の未経験者を想定）  
府内市町村コミュニティ活動担当者 など

### 5 内容

#### (1) 社会責任投資家セミナー（定員：100名）

講義： 投資って何だろう（講師：金融庁担当者）

英米の寄付・社会責任投資とC D F Iの動向について（講師：有識者）

大阪のコミュニティ活動について（講師：府内中間支援組織関係者）

ワークショップ：「寄付・投資でできる地域の役に立つこと」を討論

事例紹介：府内コミュニティ活動のプレゼンテーション（10件程度）

体験投資：「実際に投資を体験してみよう！」（コミュニティ活動への投資の疑似体験）

#### (2) 見本市

府内コミュニティ活動のブース展示（30件程度出展予定）

中間支援組織（（特活）寝屋川あいの会）による活動起こしのための相談ブース



## 6 平成17年度以降の取組

平成16年度の大阪府、寝屋川市による試行的な取組の成果を踏まえて、平成17年度以降、府内の市町村や中間支援組織による社会的責任投資を通じた投資に関する知識の普及の取組を広げていく。また、個人投資家や地域金融機関などの社会的責任投資を促進するための情報提供を行う。

平成16年度「コミュニティ活動見本市」事業費見積もり(素案)

1 報償費

講師謝礼  $5 \text{万円} \times 3 \text{人} \times 2 \text{回} = 300,000 \text{円}$

2 旅費

府外講師旅費  $3 \text{万円} \times 2 \text{回} = 6 \text{万円}$

府内講師  $2 \text{千円} \times 2 \text{人} \times 2 \text{回} = 8 \text{千円}$

3 消耗需用費

参加募集ちらし  $5 \text{円} \times 20,000 \text{枚} \times 1.05 = 105,000 \text{円}$

プログラム代  $50 \text{円} \times 100 \text{部} \times 2 \text{回} \times 1.05 = 210,000 \text{円}$

4 委託料

ブース等会場設営委託  $5 \text{万円} \times 1 \text{式} \times 2 \text{回} \times 1.05 = 105,000 \text{円}$

5 使用料・賃借料

会場費  $5 \text{万円} \times 2 \text{回} \times 1.05 = 105,000 \text{円}$

合計 88万8千円

## 別紙

### 1. 支援措置の番号及び名称

10801

補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

### 2. 当該支援措置を受けようとする者

高槻市

### 3. 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

学校の余裕教室といった地域の既存施設を有効活用し、地域課題の解決に向けた住民主導の活動を促進していく。

#### (1) 取組に関与する主体（利用者）

高槻市内の NPO その他の市民公益活動団体で、以下のいずれにも該当する団体

- ・ 自発的、継続的に社会貢献活動を行う団体であること
- ・ 営利を目的としない団体であること
- ・ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的としない団体であること
- ・ 「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としない団体であること
- ・ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推進し、指示し、又はこれらに反対することを目的としない団体であること
- ・ 主な活動範囲が高槻市内であること

#### (2) 取組が行われる場所

高槻市市民公益活動サポートセンター

【高槻市城南町3丁目1番1号（高槻市立西大冠小学校内）】

#### (3) 取組の実施期間

平成16年8月から

#### (4) 取組により実現される行為

##### 支援措置の適用要件について

- ) 現在、高槻市立西大冠小学校の余裕教室の一部を同市のコミュニティ推進課（開設時は「コミュニティ推進室」）の分室として位置づけ、市民公益活動（ ）をサポ

ートする拠点施設として、登録団体に無償で提供しているところであり、これまでに、高槻市内のコミュニティ活動の支援に実績を挙げてきた。

- ( ) 市民公益活動…高槻市においては、市民活動の中でも、「様々な社会経済的な課題の解決に向けて、市民が自主的・主体的に、営利を目的とせず、公益（不特定多数の人の利益）の増進に寄与することを目的として取組むボランティアや NPO の社会貢献活動」と位置づけている。

しかしながら、この教育施設を暫定的な位置づけとして他目的に利用することについては、平成 15 年 3 月から 3 年間の時限付きで文部科学省の承認を得て実現しているところであり、市域の公益活動を今後も一層支援・推進していくためには、教育施設として整備された学校の一部として位置づけられている当場所を無償貸し付けし、継続的に市民公益活動をサポートするための拠点施設として転換を図っていくことが不可欠である。

そこで、本支援措置を活用し、教育施設を普通財産化して無償貸し付けすることを可能とし、事業者が自主財源を確保し自立的に運営していくために実施する営利を目的としない収益事業を含め、市民公益活動をサポートする機能を安定的に確保していくことを意図するものである。

) 同サポートセンターで展開されている市民自らが公共的活動を担おうとするサポートセンター管理運営委員会の事業（現状では高槻市との共催事業）は、市民公益活動のニーズに合ったサービスの実現や NPO などの社会的認知の向上などで一定の成果をあげている。

これは、同管理運営委員会の委員・スタッフ自らが、その経験やネットワークなどの資源を活かしながら、市の補助金等の支援を受けて市民公益活動促進の事業を実施するとともに、当該校における総合学習等への協力をとおした、地域と学校との交流促進に努めるなど、市との連携協力を図ることにより、地域の課題解決に取り組んでいるものである。行政としても、こうした機能をより一層強化していくことが重要と認識している。

一方、市民公益活動の組織が主体的に事業を拡大・展開していく中で、中間支援機関の役割の強化が期待されている。

こうした機運を踏まえ、地域に密着した資源（余裕教室）を有効に活用し、地域主導でコミュニティの活性化を図るものであり、地域再生の推進の意義・目標に合致しているものである。

) 地域主導でコミュニティの活性化を進めるべく活動拠点を求めた場合に、他に確保を検討し得る公共施設がない中、高槻市内のほぼ中心に位置する立地条件、事業の継続性を保つための受益者負担による収益確保の観点及び既存施設の有効活用の観点から、より地域に密着した既存資源である当該余裕教室を有効に活用することが、他の方法によるよりも効率的である。

従って、当該余裕教室の活用による市民公益活動サポートセンターの設置は、事業の効

率的な実施にも沿ったものである。

）センターの設置は、学校設置者である高槻市自身における無償による貸し付けであり、市民公益団体に対して無償で使用させる施設である。

）当該学校に関して、学校用のスペースの必要十分な確保、教育機能の確保、管理運営上の問題については、以下のとおりである。

添付書類である資料「学級数の推移」で明らかなように、学級数は横ばいの状況が続くことが予想される。少人数授業等に使用可能な多目的教室等を十分保有しているため、生活科室等の特別教室としても使用できるスペースも確保している。

今回、貸付け予定の教室は平成15年に市庁舎（コミュニティ推進室分室）への転用の承認を受けて既に転用済みであり、機能面での学校教育への支障はないものである。

児童の安全確保については、平成15年の転用以降、専用通用門の設置並びに通常の施錠、インターフォンの設置、名札の着用、学校の安全管理体制への協力、求めに応じた総合学習への協力等、学校との連携確保により対応を行っているところであり、今回の財産処分を契機により一層徹底することから、学校の管理運営上及び防犯上の問題はないものである。

以上から、支援措置の適用要件は全て満たしている。

## 事業の内容

）市民公益活動サポートセンターの実施中の事業として、以下の事業を継続する。

- ・ 市民公益活動を推進するための施設の提供、相談事業、団体等の交流の支援に関すること
- ・ 市民公益活動に関わる各種情報の収集、提供、発信に関すること
- ・ 市民公益活動に関わる学習機会の提供に関すること
- ・ 市民・市民公益活動団体・事業者・行政との連携の促進に関すること
- ・ 市民公益活動団体の運営支援に関すること
- ・ 市民公益活動に関わる人材育成に関すること

）新たに拡大する事業として、以下の事業（営利を目的としない収益事業）を実施する。これにより、センターの自立的・継続的な運営を実現し、地域主導によるコミュニティ活動の活性化を加速する。

- ・ 地域活動の充実を進めるITサポート事業に関すること
- ・ NPO等のマネジメント支援事業（NPOの設立、事業展開といったインキュベーションの相談事業等）に関すること
- ・ 実践的で参加型の学習機会の提供事業に関すること

## 施設の概要

開校中の小学校の余裕教室（２教室）を改修し、以下のエリアを設置する。

センターと小学校の入口は別とし、学校教育活動には支障を生じないようにする。

- ・ 資料コーナー：ボランティアや NPO 活動に関する資料の閲覧等
- ・ 作業コーナー：印刷機、裁断機、紙折り機、製本機を備え、資料作成等が可能
- ・ 談話コーナー・ミーティングスペース：打ち合わせ・会議スペース
- ・ 事務所、受付、相談コーナー、貸し出しロッカー等

なお、本支援措置を活用し有効活用を図る地域の公共的スペースについては、大阪府域内において、確保できた箇所から逐次、本計画に位置づけていき、拠点の拡大を図っていく。

## 別紙

### 1. 支援措置の番号及び名称

204003

コミュニティ・ファンドの形成支援

### 2. 当該支援措置を受けようとする者

大阪府内の市町村でコミュニティ・ファンドに出資するもの

### 3. 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

#### (1) 取組の趣旨

地域の再生に貢献する活動を地域の住民や企業等が資金面から支える仕組みの構築を進める。具体的には、現在、大阪府がNPO等との協働プロジェクトとして進めているコミュニティ活動のサポート事業を通じて得られた具体的な成功事例をもとに、コミュニティ活動のような地域貢献活動に対するオークション形式の寄付や投融資といった社会的責任投資のモデルづくりを進め、市町村にその取組を広げていく。

#### (2) 取組の内容

府内市町村、地域の住民や企業の出捐によるコミュニティ・ファンドの府内各地での設置を促進する。

##### 〔運営主体〕

地域の公益法人等

##### 〔出資者〕

市町村からの出資または貸付、並びに地域の住民や企業からの出資・寄付または住民参加型ミニ公募地方債としての出資債発行など、官民協働でファンドを形成する。

##### 〔事業内容〕

運営主体は、コミュニティ活動に融資、債務保証または投資等（以下「融資等」という。）を行う。

運営主体は、融資等の審査のため、学識経験者や専門家等で構成する審査委員会を設置するなど、融資等の客観性や安全性が担保される制度的枠組みを構築するものとする。

市町村は、出資した運営主体に対し、審査委員会等の設置・運営に要する経費を助成することができるものとする。

##### 〔事業計画策定〕

運営主体は、市町村等が出資等を行った資金が毀損することがないように、過去の類似のファンドの収支実績など客観的な根拠に基づく確実かつ安全な事業計画及び収支計画を作成するとともに、両計画とも、実績に応じて、定期的に必要な見直しを行う

ものとする。

リスクが顕在化した場合には、運営主体は、新たに行う融資等の条件を含め、事業計画及び収支計画を見直すとともに、運営主体が自らの資金運用益等をもって補填するようにするなど、運営主体は、独立した経営責任を持つものとする。

〔設置の促進に向けて〕

地域におけるコミュニティ・ファンド創設を促進するため、社会的責任投資について関心・興味のある地域住民、地域金融機関関係者、府内市町村職員を対象に、「コミュニティ活動見本市」などの社会責任投資家教育事業を行うなど、本制度の周知を図る。



## 別紙

### 1. 支援措置の番号及び名称

204004

コミュニティ・サービス事業の活性化支援

### 2. 当該支援措置を受けようとする者

大阪府、寝屋川市

### 3. 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

下記に掲載する事業の中で、アドバイザー派遣や相談会の開催等、本支援措置の対象となる事業に要する経費について、特別交付税への算入を求める。

〔寝屋川市におけるコミュニティ・サービス事業の活性化支援〕

- (1) 事業名 市民活動支援事業（寝屋川市立市民活動センター）
- (2) 事業内容 市民のボランティア・NPO活動の活性化をめざし、活動拠点の提供や相談活動、コーディネート活動を行う。管理運営委託先であるNPO法人「寝屋川あいの会」を中間支援組織として位置付け、協働して支援を行う。
- (3) 事業対象者 【管理運営委託】NPO法人 寝屋川あいの会  
【活動支援】寝屋川市内で市民活動、ボランティア活動を行っている  
方々
- (4) 事業費 5,936千円（16年度当初予算） 前年度比 936千円増
- (5) 事業内容  
アドバイザー、経営コンサルタント等の派遣  
・市民活動に関わる相談&コンサルティング  
相談会等の開催  
・ボランティア講習会、研修会の開催  
その他  
・活動拠点の提供  
・ボランティア参加機会の創出と情報提供  
・ボランティア、NPOの交流会の開催 等
- (6) 16年度新規・拡充事業 前年度比 936千円増  
自由に使える無料会議室の設置【新】  
相談&コンサルティングの機会の増加  
ITを活用した情報提供【新】  
活動グループ間の交流&ネットワークの拡充

〔大阪府におけるコミュニティ・サービス事業の活性化支援 〕

- (1) 事業名 C B 起業家応援事業
- (2) 事業内容 C B (コミュニティ・ビジネス) を創出するため、全国に先駆け、
  - ・トータルなサポート体制(人材育成、情報提供、事業化支援、経営サポート)の構築
  - ・府民の地域づくりへの意欲とアイデアの掘り起こしを特徴とした事業を実施し、地域活性化につなげる事業。
- (3) 事業対象者 【運営委託】社会福祉法人 大阪ボランティア協会  
【活動支援】大阪府内でコミュニティ・サービス事業を行っている方々
- (4) 事業費 124,452 千円 ( 16 年度当初予算 ) 前年度比 3,752 千円増
- (5) 事業内容
  - 先導的 C B 創出支援事業
  - モデル提案型 C B 創出支援事業
  - 先導的 C B 創出支援事業 20 件、モデル提案型 C B 創出支援事業 30 件を公募、選定し、事業化奨励金、運営サポート等により事業化を支援。
  - 【平成 16 年度モデル提案型 C B 公募テーマ】
    - 多言語による生活サポート事業
    - 大阪・まちの賑わいづくり事業
    - 地域通貨で行う地域・人のつながりづくり事業
    - 障害者と共に行う C B 事業
    - 都市と里山との交流事業
    - 学校と地域の連携による「まなび」支援事業
  - C B 創出支援資金貸付事業
  - 近畿労働金庫と連携し創設したスタートアップ期の N P O 法人向け融資制度 ( 金利 1.95%、限度額 400 万円、融資目標額 8,000 万円 ) により、資金面から支援。
  - C B 創出支援プロジェクト ( C B 創出環境整備事業 )
    - 情報提供、運営サポート、人材育成により、C B の成長段階に応じて総合的に支援。( 情報提供事業、 運営相談事業、 人材育成事業 )
- (6) 16 年度新規・拡充事業 前年度比 3,752 千円増
  - C B 創出支援資金貸付事業の拡充

〔大阪府におけるコミュニティ・サービス事業の活性化支援 〕

- (1) 事業名 社会起業家育成支援プロジェクト
- (2) 事業内容 民間の「行動する力」と「支援する力」を引き出し、育成するため、福祉分野のコミュニティ・ビジネス ( 福祉 C B ) に対するサポートを行う中間支援組織を提案公募により選定、その活動について補助・委託を試行的に実施する。試行的取組の状況等を踏まえ、大阪府におけ

る社会起業家育成支援のための施策のあり方を検討する事業。

- (3) 事業対象者 【運営委託】NPO法人 寝屋川あいの会  
【活動支援】大阪府内で特に福祉分野のコミュニティ・サービス事業  
を行っている方々
- (4) 事業費 10,000 千円（16 年度当初予算） 前年度比 2,500 千円増
- (5) 事業内容  
社会起業家育成支援モデル事業  
福祉 C B に対するコンサル、P R 支援、マーケティングなど技術的支援を行う事業。  
社会起業家ナレッジバンク事業  
福祉 C B 同士が協働・連携するネットワーキング、人と C B とのつなぎなどを行う事業。  
「福祉でまちづくり」地域の既存資源活用・マッチング事業  
地域にある既存の資源と地域の活動をマッチングすることにより、地域福祉活動  
による地域再生を進める事業
- (6) 16 年度新規・拡充事業 前年度比 2,500 千円増  
「福祉でまちづくり」地域の既存資源活用・マッチング事業の実施

## 別紙

### 1. 支援措置の番号及び名称

212018

コミュニティバス、乗合タクシーの許可に関する基準の弾力化等

### 2. 当該支援措置を受けようとする者

・NPO等（市町村域を活動範囲とする団体）

### 3. 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

地域における子どもの安心・安全の確保に対する認識が高まる中、子どもや子育て中の親を対象に会員限定のコミュニティバス型の移送サービスなど、地域の特性や課題に応じたサービスの展開を図る。

#### （1）取組に関与する主体（利用者）

事業を行うNPOの活動域内の、一人親家庭の子ども及びその保護者

#### （2）取組の実施期間

平成16年度内に実施

#### （3）取組により実現される行為

事業者は、旅客自動車運送事業の許可について、許可等の基準の運用の見直しがなされたら、速やかに同許可申請を行う。

#### 事業の内容

・徒歩移送支援、デイケア移送支援、駅移送支援、待機移送支援、保護者移送支援

#### 事業実施による効果

会員限定のコミュニティバス型の移送サービスを実現・充実することにより、地域の子どもを取り巻く安心・安全の確保が揺らぐ中、コミュニティ活動のモデルの一つとして、発展が期待され、ひいては当該地域の活性化につながる。